

京都市立塔南高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年9月1日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第4号

京都市立塔南高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立塔南高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1第Ⅱ類の項中「文理系（文科系と理数系の教科・科目の履修に平均して重

点を置く類型）」を

「文理系（文科系と理数系の教科・科目の履修に平均して重点を

置く類型）」を

理数系（理数系の教科・科目の履修に重点を置く類型）」に改める。

」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市立塔南高等学校の管理運営に関する規則別表第1の規定は、平成18年4月1日以降に入学する者から適用し、同日前に入学する者の規定については、なお従前の例による。

（教育委員会事務局指導部学校指導課）